

社会福祉法人メンタルネット評議員・役員の報酬及び費用弁償に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人メンタルネット定款第8条及び第22条の規定に基づき、社会福祉法人メンタルネットの評議員及び役員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

（報酬）

第2条 評議員及び役員には報酬を支給する。ただし、公務員等公職にあるものが評議員及び役員となった場合は、報酬は支給しないものとする。

2 当法人が経営する事業所の職員を兼ねる理事には支給しない。

（報酬の額）

第3条 報酬の額は、別表に定めるところによる。

（費用弁償）

第4条 評議員及び役員には、評議員会、理事会、監査及び理事長が承認した法人業務の執行等による出席に要する費用を弁償する。ただし、当法人が経営する事業所の職員を兼ねる理事には支給しない。

2 費用弁償は社会福祉法人メンタルネット旅費規程によるものとする。

（公表）

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第7条 この規程に規定するもののほか、実施にあたっての細部についての必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て決める。

附則

この規定は、令和 5年 4月 1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	報酬の額	備考
評議員	日額 3, 5 0 0 円	
理事	日額 3, 0 0 0 円	
監事	日額 3, 0 0 0 円	